

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース8月号 (No.176)

2018年8月30日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、お元気ですか。本会のルーツともいえるべき合研集会在 50 回を迎えました。合研で培ってきた、学びあい語りあいつくる保育・運動の精神を引き継ぎ、さらに広げていきたいですね。

北海道から・・・園の周りでも

大阪北部地震に続き、西日本豪雨の被災そして猛暑と苦勞されているみなさまへ、無理をされませんよう。そして、少しずつ元気になっていける日々になりますように。

北海道のほぼ真ん中、当園のある旭川市は、冬は -20℃、夏は 30℃を超える気温差のある地域です。例年、夏のプールあそびは、6 月から行うことが多いのですが、今年は天気もずっと悪く 7 月になってもなかなか入れないでいました。7 月 10 日、曇りで雨が降りそうだけれど気温は高めの日、やっとプール開きを行い、その後は連日プールに入っています。北海道ならではかもしれませんが、狭い園庭にビニールハウスを設置し、その中にプールがあります。雨が降っても風が吹いてもハウス内の温度は高く、サウナのようなので、短い夏を謳歌できる仕組みとなっています。

さて、話題は変わって、最近何かと話題の指定外来種について。みなさんの地域でも何か変化はありますか？

当園でも、今年は何か違う！数年前から、地元の新聞でも話題にはなっていたのですが、北海道には居なかったアズマヒキガエルがとうとう、さんぽコースに出没です。例年と同じだと思い捕まえていた卵は、指定外来種のアズマヒキガエルの卵であることが詳しい職員がいて解りました。

それでは、連れてきた卵は、どうしたらいいの？『(外来種を道内へ) 入れない、捨てない、拡げない』の観点からも連れてきた場所へ戻すことは出来ないということが解り、最後まで責任を持つ…ということで飼いつけることになりました。

今まで見たことのない、全長 7～8 ミリの小さな小さな、真っ黒なカエルが孵りました。動きがずばりっこいんです！何だか外来種より生命力が感じら

れる。壁をつたわって移動できるのでフタが必要。などなど、結局は、少しずつ死んでしまったのですが、今まで目にしていた在来種のエゾアカガエルを今年は、見ていません。生態系に影響が出てしまっているということになるのか…市に連絡し、さんぽコースの卵は「陸揚げ」という駆除をしてもらいましたが、そんな駆除がこれまで行われていたことも知らずにいました。年長さんがキャンプに行く川では、外来種のうちダザリガニを定期的に駆除しているのは、知っていましたが、動物や植物など指定外来種を身の回りで気にしていなくては、と思った出来事でした。

外来種、と言えば食糧自給問題。北海道が日本の食糧基地となっているのはご承知のとおりです。日本の食糧自給率は 40%ですが北海道は 200%を超えています。十勝は、なんと 1100%だということです。あまり馴染みの無い法律かもしれませんが、この 4 月『種子法』が廃止されました。種子法とは『主要農作物種子法』のことで米、麦、大豆の種子を国や都道府県が開発、管理し普及する根拠となる法律でした。廃止されたことで予算が付く根拠が無くなってしまいました。多国籍企業が参入し、種子の高騰や遺伝子組み換えの種子が多く出回るようになっていくのではないかと心配されています。私たちの胃の中はいつの間にか外来種でいっぱい、なんてことになりかねない状況です。国の在り方が問われます。

この国の首相である安倍さんのまわりは、三だけ主義の人がいっぱいだそうです。『今だけ、金だけ、自分だけ』そんなのは、嫌だ～。

子どもたちが育つ未来を考えるとお金儲けが大事な世の中ではなく、みんながしあわせだなと感じる世の中であってほしいなとつくづく思います。

保育をめぐる情勢

●無償化で給食食材費を私費負担化？／子ども・子育て会議(7/30)

子ども・子育て会議（第36回 2018年7月30日）で、無償化にあたっての給食食材費のめんどが論議が提起されました（資料等は、月刊『保育情報』9月号参照）。

会議では、①新制度における2・3号認定の子どもについては、1949（昭和24）年の保育所給食制度が開始された当初から、措置費に給食費が加えられ、「その措置費を負担能力のある者から徴収していた」、②給食調理に関わる人件費については、1～3号認定にかかわらず「公費負担」としている、③食材料費に係る保育料内訳（公定価格の積算単価）は、主食費3,000円、副食費4,500円である、と整理しました。その上で、新制度においては1～3号認定の違いによって食材費の負担方法が異なっていることが問題視されました。

負担方法は、1号は主食副食の食材費がともに保護者の自己負担、2号は主食費のみ自己負担で副食費は公定価格に積算され、負担能力に応じて利用者負担に含めて徴収されています（東京都などでは、自治体対応で主食費も自己負担から外されている場合あり）。3号認定は主副食費共に、公

定価格に積算され、負担能力に応じて保育料（利用者負担）に含まれて徴収されているといえます。この負担方法の違いを自己負担化の方向で統一しようという方向性が示されたのです。

このことでどんな問題が起こるのか、考えてみましょう。食材費が公定価格に含まれている場合、食材費を含んだ保育料は負担能力に応じた額になっています。しかし、自己負担化されれば、一律となり、低所得者ほどその負担は重くなるでしょう。

今後の対応によっては、保育料等が無償になるにも関わらず、負担増になる層が出かねません。

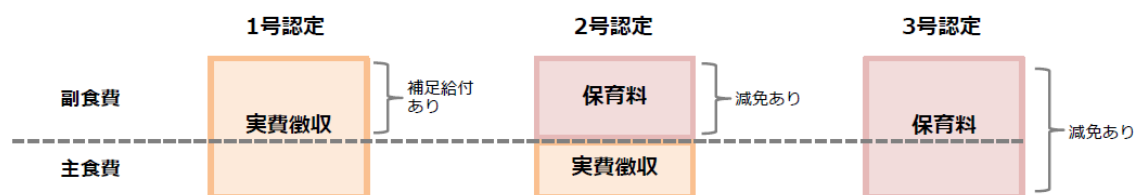
なお、もともと保育料徴収実務がない保育所では、3歳以上児の主食費徴収に加え、その副食費、さらに0～2歳児の食材費の徴収実務が新たに加わることになり、徴収業務の負担増も懸念されます。

食は、子どもの成長を栄養面から支えるだけでなく、人との関係づくりの面でも大きな役割を果たしています。子どもの貧困の実態なども含めて考えれば、1号にあわせて自己負担化するのではなく、3号にあわせて公定価格に積算し、無償化の対象とすべきではないでしょうか。

子ども・子育て会議では、年末の予算編成までに結論を出すとしており、期限は迫ってきますが、各地域の園長会や行政との懇談等でも取り上げ、慎重な対応を求める必要があります。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- ※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※3 食材料費に係る保育料内訳は主食費3,000円、副食費4,500円。

保育の旅 中国・南京その2

「南京大虐殺記念館」の見学

石川 幸枝（広島／経営懇会長）

2018年4月27日が指定された南京大学での講義の日でした。

朝8時半には通訳の方がホテルに来て、朝食会場に案内してくださいました。自分は家で朝食を済ませているのに、日本語が通じない朝食会場では私たちが安心して食べられないのではないかと心配して案内して下さったのです。豊かな朝食（毎食豪華で何を食べても美味しい）に舌鼓をうった後、午前は、私たちの希望で「南京大虐殺記念館」を訪問、案内していただきました。

◆歴史の事実に強い衝撃～南京大虐殺記念館

その記念館は、とてつもなく大きく立派な施設で、外壁には“300000”の数字が象徴的に大きく刻まれており目を引きしました。記念館の入り口までの通路には、被害を受けた母子の彫像や老人が殺された孫を抱えて嘆く姿などリアルであるだけでなく、虐殺の惨さを訴えている彫像たちに圧倒される思いでした。

この記念館も多くの被害者たちの遺骨を埋葬した場所に建てられていたのです。

開館早々、高校生やたくさんの中国国内の見学者が来られていました。日本の侵略、略奪、強姦、暴行、銃殺した戦争の事実を写真パネルが真実を伝えている中で、あまりの酷さに目を覆いたくなる気分でした。会館建設中にも多数の遺骨が発見されたという展示や、発掘調査の結果200体以上の遺骨が折り重なって見つかった事実を展示しており、現地の女性たちや子ども・老人たち誰をも構わず酷い仕打ちをした数々に胸が苦しくなって、南京大虐殺の歴史の事実に強い衝撃を受けたのでした。

◆一人の思いが誰かの思いに重なっていく

しかし、その歴史館の最後の方の大パネルには、

中国語と英語と日本語でこのように記されていました。

「歴史をしっかりと銘記しなければならないが、恨みは記憶すべきではない」と。そして最後の大きなパネルには、「この歴史館は、世界が平和になることを希求して建てられたものである」とあったのです。

私のイメージする中国は、「日本を恨んでいる国」だと思っていたので、見学中も話さないようにしていましたから、これには驚きました。

その感銘を、その場に置かれた感想を記すノートに書きました。「日本軍がどれほど酷いことをしたのか、大虐殺の事実を知って胸が苦しくなりました。日本政府はいまだにこの事実と向き合おうとしていません。きちんと謝罪をすべきだと思うのに。「歴史をしっかりと銘記しなければならないが、恨みは記憶すべきではない」と記されていたパネルを見て深い感銘を受けました。中国の人々に心からの敬意を表したい。」と記したのです。私が書いているところに高校生が来て、通訳の方に「（日本の人が）何て書いたの？」と問いかけ通訳さんから訳してもらって、私が書いた文章をカメラに収めたのです。

些細なある日の出来事です。私が考えていた中国のイメージが覆ったことと、日本人が書いた中国の人たちへの思いを知った高校生が日本人へのイメージを少しだけ変えたかもしれない。このような重なりがきっと大事なのだろーと感じながら、午後の講義会場に向かったのでした。

南京大学の9階が講義会場でした。（つづく）



コラム

保育施設での 重大事故防止

Vol. 2

弁護士・社会福祉士・保育士 寺町東子

夏も盛りを過ぎ、暑さも少しやわらいできましたが、イレギュラーなコースをたどる台風の襲来と前線の停滞により、大雨・洪水・暴風・高潮・土砂災害などが続き、被災された地域の皆様にはお見舞い申し上げます。

9月に入ると、秋の運動会に向けた練習が盛んになる保育園も多いのではないのでしょうか。そのときに引き続き気を付けていただきたいのが熱中症です。

熱中症の発症は、暑さだけが問題ではなく、人間の体と外気との熱のやりとり(熱収支)が悪くなり、体の中で産生された熱を放散できなくなると発症します。環境面では、①気温、②湿度、③日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境の3つの指標を総合した暑さ指数(WBGT)

と相関があります。この

温度と湿度と暑さ指数(WBGT)を計測できる黒球式熱中症指数計が数千円から1万円ぐらいで販売されていますので、ぜひ購入して、子ども達の活動場所の暑さ指数を計測していただきたいと思います。

例えば、台風との位置関係で、海上の湿った空気が流れ込みやすい日は、

気温は高くなくても湿度が高くなり、子ども達が運動して体の中から産み出された熱が放散しにくくなります。すると熱中症を発症しやすくなります。

例えば、カラッと晴れた湿度の低い日でも、日陰で風通しの良い場所で測った気温と、直射日光を受けて温度が上がった地面や建物・体から出る輻射熱が加わってくる場所で測った気温とでは異なります。屋外で運動会の練習中に子ども達が待機している場所・高さで測ると意外と高い数値が出ている場合があります。

実際、2011年9月に、小学校のグラウンドで運動会を行っていた際に、勤務していた22歳の女性保育士が、熱中症でけいれんを起こして救急搬送されたものの亡くなるという事故が起こっています。

熱中症は予防できる疾患です。

まずは、暑さ指数計で活動場所の指数を計測し、熱中症予防運動指針に照らして「嚴重警戒(暑さ指数28℃以上、気温31℃以上に相当)」以上の場合は、練習を中止しましょう。環境省の熱中症予防サイトで2日後までの予報が見られますので、予報を見て保育計画を修正することも大切でしょう。9月ではなく、10月に時期をずらすのも一考です。

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

安全に運動会を実施するために、活動場所や待機場所を冷房の入る体育館やホールを借りる、園庭全体にターフを張って日陰にするなど、会場を工夫することも可能でしょう。

また、涼しい服装で運動しましょう。シャツの裾をズボンに入れるより、出しているほうが服の中の温度が下がることも判っています。

水分補給は喉が渇く前に定期的に行う、運動量を

控えめにする、待機時間は冷房の入った部屋に入る、など、安全を期していただきたいと思います。特に、乳幼児は体温の上昇と熱の放散の調整機能が未熟なため、熱中症にかかりやすいことが指摘されていますので、より早めの対策が必要です。

※環境省熱中症予防情報サイト

http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

社会保険労務士 まつださんのお役立ち情報 Vol.3

年次有給休暇について

Q: 9月に退職予定の職員がいます。今年度の年次有給休暇が16日付与されますが、9月の退職だと6か月しか勤務しないので、半分の8日あれば大丈夫ですね。



A: 年度の途中で退職することが決まっても、付与する年次有給休暇の日数は16日になります。

今回は年次有給休暇について過去にご相談いただいた事例も含めてお話をさせていただきます。

【年次有給休暇ってどのような制度ですか？】

心身のリフレッシュを図ったり、自己啓発の機会をもつことができることを目的としたもので、お給料が保障される休暇のことです。

【年次有給休暇の発生は？】

労基法では、(1) 労働者が6か月間継続勤務していること。(2) その期間の全労働日の8割以上出勤していること。この2つの条件を満たしていれば、

「法律上当然に」発生する権利です。

原則は1日単位。その他にも法人が認めていれば半日単位で取得や、労使協定により時間単位で取得することも可能です。

冒頭の質問も継続勤務をしていて、全労働日の8割以上出勤している場合は、法律上当然に発生する権利になるので、16日付与しなければならないということになります。

▶よくある質問

定年再雇用した場合で、「正職員としての雇用契約が終了するので、勤続年数はリセットされますか。」というものです。

雇用形態の変更に関わらず、継続して雇用されているので勤続年数は通算されます。

【年次有給休暇を取得する時季は？】

「労働者が指定する時季に与えなければならない。」と定められているので、取得の申出があった時には基本的には拒否できません。ただし、「事業の正常な運営を妨げる場合」には、他の日に変更するよう労働者に求めることができます(時季変更権)。また、取得の申出があった場合に、取得理由をきくことは違法ではありませんが、聞いた理由によって、自由な利用を妨げることはできませんし、理由を言わないからと言って取得させないのはNGです。取得する職員も、いつ取得するか法人に伝える必要があ

ります。

▶よくある質問

一般の企業で多いのが、「退職を前に残っている有給を全部消化してから辞めたい。と労働者が言ってきたけど、どうしたらいいの？」というケースです。

これは、時季変更権を使って、退職日以降に取得日を変更することができないので、申出があれば、取得させることになります。就業規則には、「退職にあたってきちんと引継ぎをすること」を定めておくことや有給取得の前に退職日について話し合うことをご提案しています。

保育園からのご相談であったのは、「産前産後休暇中に年次有給休暇を取得できるのですか」と言うものです。

休日は、働く義務がないので年次有給休暇を取得することはありませんよね。ポイントとしては、働く義務があるかどうかになります。

休職期間中や産前産後休暇中、育児休業中は、就労義務のない日（働くことを免除されている期間）になりますので年次有給休暇を請求することができます。

【パート職員にも年次有給休暇はあるの？】

週1勤務でも、条件さえ満たしていれば、年次有給休暇は発生します。ただ、「比例付与」といって付与される日数が正職員とは違います。

連載

職員会議のくふう

第13回

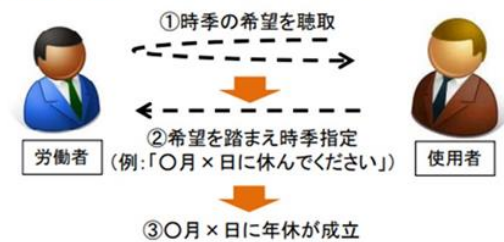
愛知・(福)新瑞福社会 ななくさ保育園

<はじめに>

新瑞福社会は、「女性の働く権利と子どもの発達を保障し、地域に根ざした保育園をめざす」を

年次有給休暇の取得義務化

年5日の年休については、以下の仕組みとする



【最後に】

政府は、2020年までに年次有給休暇取得率を70%にするという成果目標を掲げており、労基法の改正によって、来年からは、年次有給休暇5日の取得義務がスタートします。

- ・10日以上年次有給休暇をもっている職員が対象。
- ・基準日から1年の間に、職員が自ら5日以上年の年休を取得した場合は問題ないですが、年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員に対しては、足りない日数について法人側から日を決めて有給休暇を取得させることになります。

- ・誰に何日有給休暇が付与されていて、何日取得しているのか、確認できるよう個別に「年次有給休暇管理簿」を作成しなければなりません。

もし、5日取得できなかった場合は…法律違反で、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。有給休暇日数の正確な管理ができるよう今から準備をすすめましょう。

スローガンに共同保育所から出発し50年以上の歴史があります。

名古屋市は、2013年から待機児対策の一つとして賃貸物件を利用し、早急な開園をめざす「賃貸園方式」(10年の家賃補助有)を始めました。そんな中、瑞穂区の待機児童対策として名古屋市の公募に応募し、2015年4月に開園した法人内4つ目の保育園が、ななくさ保育園です(2017年4月にとうえい保育園が公立保育園の民間移管を受けて開園し現在は5園です)。

<概要>

○定員：60名

0歳児6名 1歳児12名 1歳児12名
2歳児12名 3歳児10名 4歳児10名
5歳児10名

○開所時間：7時～19時

○クラス（おへや）編成

＊1歳児から5歳児の異年齢保育実施

0歳児 8名・異年齢のおへや4つ
(15名3へや、14名1へや)

(2018年8月現在67名在園)

○職員

園長1名 主任1名 保育士10名 栄養士2名
非常勤・パート職員（短時間含む）20名

<職員会議の現状と内容>

・毎週水曜日13時30分から16時（保育は慣れた臨時職員が当たる）

＊年に数回保育のまとめなどは夜開催

・内容：全体職員会（月2回）

おへや（クラス）うちあわせ（月2回）
臨時職員との打合せなど

＊法人内の全園が同じ時間に職員会議を行うので、給食室や保健などは合同で話し合いを持つこともあります。

<みんなで話し合い、考えつくる保育のために>

開園と同時に、ななくさ保育園は、法人内で初めての「1歳から5歳の異年齢保育」に取り組み始めました。新園ということで子どもも保護者も「はじめまして」。職員も各園からの異動職員と新入職員、臨時職員も初めての人ばかり。なにもかもが初めてづくしの出発。子どもの姿、親のことをとにかくみんなで話すことが大切と実感の毎日でした。

始まったばかりの「異年齢保育」は、職員にも戸惑いがあり、保護者からもいろいろな声がありました。だからこそ職員会議で、職員の気持ちを一つにすることが必要でしたが、たくさん話す職員がいる一方で、なかなか話せない職員の姿もありました。「みんなで話し合い、みんなで考え決める」には、どうすればよいか、園内三役（園長、主任、主任補佐）で職員の様子や保育を把握しながら相談してきました。

一人ひとりの思いを出しやすいうように保育のまとめでは、付箋に書いて貼るKJ方式を取り入れる、グループなど少人数で討議する、年間活動計画の見直しや運動会の企画立案はチームをつくり主体的に取り組めるようにするなどの工夫をしてきました。

<事例検討から考える職員会議>

最近、ヒヤリハット報告について、少人数で原因・対策を話し合い分析することに始まり、子どもの思いを探ること、保護者の思いに気づくことなど、事例検討することを職員会議の中で位置づけています。

事例検討は、みんなが学ぶ機会。みんなの意見を聞き、自分が思うことを話す中で自ら気づいていくことが大切です。

登園時に子どもがパニックになり別れられず連れて帰ることになってしまった障害児の保護者の事例では、検討する中で、若い職員が、「保護者のつらい思いはこの対応（この対応にも理由があった）だった」と気づいたり、事例から普段の保育の中でも他のおへや（クラス）の迷惑になったらと声を掛けづらいなど、職員の連携問題についても意見が出ました。

自分自身が、気づき次はどうすれば良いか考える、職員みんなも振り返る場を作ることが、職員会議の役割だと思います。

＜職員会議の課題＞

一人ひとりが主体的に参加できる、職員の困っていることに心寄せられる職員会議をつくっていくには、どのような運営や工夫が必要なのか悩みは続きます。一人ひとりの意見が反映され、みんなで話し合い決める職員会議の民主的な運営を追及することが課題です。そして、みんなが学び合う場でありたいと思います。

＜おわりに＞

開園から4年目。職員会議は、保育のこと、子どものことを話すことが中心というか、それしかなかった気がします。それができたのは、法人全体として研修、危機管理マニュアル、安全対策などをしっかりと取り組んでいたからだと思います。職員会議の中で確認したり、意見を出すことはありますが、大きな柱がある安心感があります。ななくさ保育園の職員会議は、法人に支えられてきたと感じています。

文責：ななくさ保育園 園長 種田静子

おしらせ・今後の予定

●国に対して保育条件改善を求める声を届けよう

～国会請願署名活動にとりくもう～

2018年度の国会請願署名が完成しました。共通する要望をもとに、幅広い方々に協力を訴えていくために、請願内容は簡潔にまとめられています。各地域の保育連絡会と共に署名活動を！

○署名用紙・チラシは、各地域の連絡会または全国保育団体連絡会を通じてお取り寄せください。

○11月2日に集めた署名用紙を持って国会議員への要請を行います。3日は日比谷野外音楽堂（東京）で保育大集会を行い銀座をパレードします。

●第15回主任セミナー

主任セミナーを11月9～10日に横浜で開催します。神奈川の会員園の主任さんたちが準備を始めています（申し込みは9月下旬より）。各園から主任さんを派遣してください。

と き 2018年11月9～10日（金～土）

ところ 新横浜国際ホテル（新横浜駅より5分）

参加費 8000円（宿泊費・夕食交流会費は別途）

同封資料～ご確認ください

①署名用紙 2018年度の国会請願署名の用紙ができました。各地域・園で、保育条件改善の運動にとりくみましょう。署名用紙2円・チラシ3円+送料（実費）

②主任セミナー予告チラシ 11月9～10日に横浜で開催する主任セミナーの予告チラシです。9月下旬に申込書をお送りします。

③全保連ニュース No. 86 合研特集号 経営懇のルーツといえる合研集会が今年50回を迎えました。当日の様子などを紹介した合研ニュースを同封します。

④書籍のご案内『待機児童ゼロ』 新制度の見直し時期を前に読んでおきたい1冊です。

⑤給食セミナー案内書 今年は、12月22～23日に高松市で開催します。会員園も奮闘中！